

(28. 1)

※ 処理 事項	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
事業年度又は 連結事業年度	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで

利子割額の控除・充当・還付に関する明細書

区分	収入金額	①について課された利子割額	②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額
	円	円	円
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1		
公社債の利子	2		
投資信託の収益の分配	3		
その他の	4		
計	5		

公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額 ④	④について課された利子割額 ⑤	公社債利子等の計算基礎期間 ⑥	⑥のうち元本所有期間 ⑦	所有期間割合 ⑦(小数点以下3位未満切上げ) ⑧(⑥)	控除・充当・還付を受ける利子割額 ⑤×⑧ ⑨
		円	円	月	月		円

1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第39項の規定により充当しようとするとき又は同条第40項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 「その他4」の欄には、法第23条第1項第14号に掲げる利子等のうち、「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」の欄、「公社債の利子2」の欄又は「投資信託の収益の分配3」の欄に該当しないもの（定期積金・掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金庫蓄口座の利益、外貨建定期預金の為替差益等）を記載すること。

4 公社債利子等の控除対象利子割額を政令第9条の8第3項に規定する方法により計算した場合におけるその控除対象利子割額の都道府県別の内訳は、その控除対象利子割額を銘柄ごとに、各都道府県において課された利子割額によりあん分した額とすること。

※ 処理 事項	整理番号	事務所	管	理番号	申告区分
		/			
法人名	事業年度又は 連結事業年度	平成 年	年	月	日から 日まで

利子割額の控除・充当・還付に関する明細書

区分	収入金額	①について課された利子割額	②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額
	円	円	円
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1		
公社債の利子	2		
投資信託の収益の分配	3		
その他の	4		
計	5		

公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算

1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第39項の規定により充当しようとするとき又は同条第40項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 「その他4」の欄には、法第23条第1項第14号に掲げる利子等のうち、「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」の欄、「公社債の利子2」の欄又は「投資信託の収益の分配3」の欄に該当しないもの（定期積金・掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金庫蓄口座の利益、外貨建定期預金の為替差益等）を記載すること。

4 公社債利子等の控除対象利子割額を政令第9条の8第3項に規定する方法により計算した場合におけるその控除対象利子割額の都道府県別の内訳は、その控除対象利子割額を銘柄ごとに、各都道府県において課された利子割額によりあん分した額とすること。